

つくば市記者会 御中

発信日：令和8年（2026年）7月17日（金）

発信元：つくば市 財務部 資産税課

☐取材依頼 ☐周知依頼 ☐募集告知 ■その他

固定資産税・都市計画税の賦課漏れについて

平成28年から令和6年中に新築された家屋について、固定資産税・都市計画税の課税手続きが適切に行われなかったため、平成29年度から令和8年度まで、賦課漏れの状態が継続していたことが判明しました。

【賦課漏れ件数】

市内の家屋12件（対象者：複数名）

【賦課漏れに係る影響額】

(1)追加課税分（令和4年度から令和8年度） 約6,400万円（推定値）

(2)賦課権消滅分（平成29年度から令和3年度） 約1,600万円（推定値）

※地方税法第17条の5第5項の規定により、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以降は賦課することができません。

【原因】

課内での当該物件の把握漏れにより、賦課漏れが発生しました。

【対応状況】

対象者の方には今回の事態を説明し、謝罪を行いました。賦課漏れの物件については地方税法の規定に基づき、追加課税の手続きを行っていきます。

【再発防止策】

チェック体制や手順書等を見直すとともに、監督職員による点検を徹底し、適正な課税事務を確実に執行することにより、再発防止に努めます。